登載依頼

平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 16 条の 2 第 1 項の規定による熊本県知事の委任に係る平成 15 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小 野 郑 久

1 試験の日時 平成 15年 10月 19日 (日) 午後 1時から午後 3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(以下「指定講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

- 2 試験の場所 試験申込み受付の際、指定する。
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること

ただし、指定講習修了者については、上記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成15年4月1日現在施行されている法令による。

- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50 問

ただし、指定講習修了者については、45 問とする。

- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間

平成15年7月7日(月)から平成15年8月1日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(2)配布場所

社団法人熊本県宅地建物取引業協会並びに県土木部建築課及び県各地域振興局

7 受験手数料

7,000 円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

- 8 受験申込み
 - (1) 申込期間

平成 15 年 7 月 28 日 (月) から平成 15 年 8 月 1 日 (金) までの午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(2) 申込場所

社団法人熊本県宅地建物取引業協会(熊本市水前寺六丁目1番31号 熊本県不動産会館)

なお、郵送による受付も行うので、上記社団法人熊本県宅地建物取引業協会あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成15年7月7日(月曜日)から平成15年8月1日(金曜日)までの消印があるものに限り受け付ける。)。

(3) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの) イ 写真一葉(受験申込前六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で 縦 4.5 センチメートルから 5 センチメートルまで、横 3.5 センチメートルから 5 セン チメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者については、前記アとイに加えて講習修了者証(修了試験合格年 月日が試験実施日前3年以内のもの)

- 9 合格発表
 - (1) 発表の期日

平成 15 年 12 月 3 日 (水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先

社団法人熊本県宅地建物取引業協会(熊本市水前寺六丁目1番31号 熊本県不動産会館)

(電話 096-213-1355)